

1 募集要項

(1) 対象事業の概要

事業内容

| 質問事項 | 回答 |
|--|---|
| 本事業が、「割賦販売法」の対象外であるかどうかは、公募前に分かると認識してよいか。また、「割賦販売法」の対象内であるとしても「建物等を譲渡する者」に関する応募者の資格を満たしていれば、それ以外には何の制約もなく事業会社として応募できると認識してよいか。 | 本事業は、「割賦販売法」の対象外と考えております。 |
| 事業者が設計・施工した建物等を県に譲渡し、所有権を移転するとなっている。県と事業者との「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」を「請負契約」ではなく、「売買契約」としている理由は何か。「請負契約」として提案することも可能か。 | 当事業で想定している契約は、法的には請負契約を基本とした内容になりますが、割賦期間が長期に及ぶことから、売買契約の要素も持つ混合契約であると考えています。 |

業務の範囲

| | |
|--|---|
| 「債権譲渡は割賦部分と維持管理部分を一体として行うことを前提」とあるが、分離する検討の余地はあるか。 | 今回のプロジェクトは、設計・建設・維持管理を含めたサービスを購入し対価を支払うものであり、現在のところ、基本契約は一本の契約であると考えています。そのため、債務が完全に履行されない場合は（維持管理業務）、割賦販売料の支払いにも影響を与える可能性があると考えています。また、維持管理業務が適正に遂行されるように、資金供給を行う金融機関に対して、県との協議に基づき、事業への介入権を認めることも検討しています。 |
| 債権譲渡にあたって、県の承認は、譲渡回数が複数回にわたっても可能であると考えてよいか。 債権譲渡にあたって、譲渡は複数回にわたっても可能であるとの認識であるが管理費用債権と割賦債権はその都度同一に譲渡されなければならないか。 即ち、ある時点から別々に取扱いできる可能性はないのか。 | 譲渡回数が複数回にわたってもその都度県の承認が必要であると考えます。 今回のプロジェクトは、設計・建設・維持管理を含めたサービスを購入し対価を支払うものであり、現在のところ、基本契約は一本の契約であると考えています。そのため、債務が完全に履行されない場合は（維持管理業務）、割賦販売料の支払いにも影響を与える可能性があると考えています。また、維持管理業務が適正に遂行されるように、資金供給を行う金融機関に対して、県との協議に基づき、事業への介入権を認めることも検討しています。 |
| 維持管理業務について事業者の債務不履行があった場合、割賦代金の減額があるかについて検討中とあるが、当該維持管理料債権の譲渡は将来債権の譲渡に過ぎないから、単に県はSPCに対してその後の維持管理料の支払義務を負わないことになるにすぎないのではないか。 | 基本的には、維持管理業務のみの債権を譲渡することは想定していません。 |
| 「登記費用節約のため、直接県の名義で所有権保存登記をすることは法に基づいた手続きではない」というのが県の見解か？ | 登記手続のあり方については、不動産登記法及びその運用に基づいて実施してください。 |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| <p>事業者の登記に関する費用：事業者の登記に関する費用は、事業者が建物について保存登記するときに発生する費用と考えられますが、これを事業者負担とするという意味は、割賦の元金相当費用に組み込むことが許されないということでしょうか。許されないとすれば、その理由は何でしょうか。事業者による保存登記を中間省略し、県が直接保存登記することは考えられないでしょうか。</p> | <p>想定される経費について、割賦の元金相当費用に組み込むことは可能です。</p> |
| <p>不動産取得税：本事業において建物の取得時に事業者が発生する不動産取得税は、割賦料の元金相当費用に組み込むことができると考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>想定される経費について、割賦の元金相当費用に組み込むことは可能です。</p> |
| <p>「周辺影響調査の想定内容については、必要に応じて実施して下さい」と回答しているが、具体的にどのような基準や前提条件（関連条例・法規等）により、調査結果を評価するのか</p> | <p>周辺影響調査については、建設場所の周辺状況・適用法規などを前提として調査・建設に伴って発生する周辺への各種影響を把握することを事業者の業務範囲としたもので、その影響に対する適切な対応についても事業者が責任を持つことを趣旨として考えております。</p> |
| <p>地質調査箇所が追加で必要となった場合、ボーリング調査費は別途加算されますか。</p> | <p>提案により見込まれているもの以外は、加算しません。</p> |
| <p>周辺影響調査費の「周辺」とは敷地よりどの程度の範囲をさしますか。具体的にあればお示し下さい。</p> | <p>必要に応じて想定して下さい。</p> |
| <p>周辺影響調査費の想定内容の回答で、「工事開始後に追加費用が発生する場合には、事業者の負担と考えております。」とありますが、この事業者負担とは、県の割賦返済の中に含まれないもの（事業者サイドの想定できなかった事へのリスク）と考えて宜しいでしょうか。また、審査の公平性の観点より、起こりうる事態に対する提案の評価をどのようにお考えですか。</p> | <p>応募者のご判断で、必要な費用を計上されることは可能です。費用として計上されなかった場合は、県から別途費用をお支払いすることはないものと考えてください。</p> |
| <p>電波障害対策費について：電波障害については、予測が不可能な事態も考えられるので、合理的な見積もりに基づいて対策費を計上した上で、提案した後、予見できない事態により見積もり費用を超える費用が発生した場合は、不可抗力のケースと同様に県側でも負担いただけないか。</p> | <p>電波障害対策については、事業者の業務として考えております。費用として計上されなかった場合は、県から別途費用をお支払いすることはないものと考えてください。</p> |
| <p>県の基準である神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針、バイオテクノロジー環境安全管理指針、文部省の基準である大学等の研究機関等における組換えDNA実験指針、科学技術庁の組み換えDNA実験指針の適用を受けるかをお教え下さい。</p> | <p>ご質問の各種指針の適用の有無については、県立大学の教育研究内容によるものと考えておりますが、現在想定しておりません。原則として必要となったものは、県で対応する予定です。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|--|---|
| 公有水面の埋め立て事業として横須賀市にて行った、環境アセスの資料の閲覧や配布はしていただけないのでしょうか。 | 閲覧は可能ですので、県環境農政部または横須賀市港湾部までお問い合わせください。 |

事業期間等

| | |
|--|--|
| プロジェクト・ファイナンスの組成において、30年に亘る維持管理契約の内容は重要な要素である。その場合、維持管理業務に関する付属契約の締結時期が平成15年1月では遅いと考えられる。建物等割賦販売に関する付属契約と同時期（平成13年3月）の締結は可能であると考えてよいか。 | 維持管理業務に関する付属契約は、建物完成後詳細内容が確定した段階で契約を締結することを想定し、平成15年1月としたものです。平成13年3月の段階で詳細内容が確定できれば同時期の締結は可能であると考えられます。 |
|--|--|

割賦料の支払い

| | |
|---|---|
| 保安警備業務における機械警備設備、監視カメラ設備に伴う工事費は、元金相当費用のどの項目に含まれるのですか。 | 電気工事費に含みます。 |
| 消費税法の趣旨に基づけば、建物の譲渡に係る消費税は割賦開始時に一括して全額お支払い頂くしかないと理解しており、元本相当額に組み入れて支払うことは消費税法の趣旨に反するものであり、事業者にとって都合な状況を強いることになると考えるが、この点について再考の余地はないか？ | 第1回質問回答書記載のとおり、消費税は元本相当額に組み入れてお考え下さい。 |
| 債権譲渡：債権譲渡にあたっては各種の手数料が発生しますが、これらについては、入札コストの中で元本相当費用に充当するものと考えて宜しいですか。弁護士費用など契約調印時までには確定しない費用についても、元本相当費用として考慮するのですか。 | 応募者の判断によります。 |
| 建設完了譲渡後において、売買代金支払完了（60回の割賦代金完了）まで所有権を留保することは認められていないが、売買代金（割賦代金）の支払いが1回でも履行遅滞となった場合について、期限の利益の喪失および売買契約の無催告解除権は認められるか。 | 支払いが履行遅滞となった場合には、県は契約に基づき遅滞利息を支払うこととなります。 |

維持管理料の支払い

| | |
|--|--|
| 「維持管理費の支払いは割賦料の支払いと同じタイミングでし、同じ銀行口座に支払われると考えてよいか。」の質問に対し、「原則としてご質問の通りと考えております。」との回答だが、維持管理料のみ毎月の支払いとすることは可能か。 | 基本契約は、あくまで一本の契約であり、債務としては割賦料と維持管理料は不可分のものと考えられますので、現時点では、維持管理料と割賦料は同時（半年ごと）の支払いと想定しています。 |
| 「維持管理料の支払いは割賦支払と同じタイミングで同じ銀行口座に支払われると考えてよいか。」との質問に対し、「原則として、ご質問のとおりと考えております。」との回答だった。しかし、この二つの支払いは分離した付属契約にもとづくもので区分すべきであり、また、割賦債権への担保設定、あるいは減額された場合の支払額の明確化のためには、維持管理料と割賦料は、おのおの別口座に振り込まれることを原則とすべきと考える | 基本契約は、あくまで一本の契約であり、債務としては割賦料と維持管理料は不可分のものと考えています。県は事業会社と一本の契約を締結するものであり、支払いは一口座であると考えています。 |

| 質問事項 | 回答 |
|--|--|
| 債権譲渡は債権部分と維持管理部分を一体として行うこととされている。したがって、SPC等へ一括して譲渡され、県の支払先はSPC一ヶ所とされるという整理でよいか。 | ご質問のとおりです。 |
| 維持管理業者の入れ替え等とは、維持管理業務が適切に行われない場合、県が事業者の下請けとして協力業者の入れ替えを行うことを意味するののか。または、県が直接他社に維持管理業務を委託することを意味するののか。どちらと認識すべきか。また、県が直接他社に維持管理業務を委託することを意味する場合には、結果として維持管理業務委託債権と割賦債権が分離されると認識してよいか。 | 維持管理業者の入れ替え等とは、事業者が維持管理業務を他者に任せている場合に、県の仕様を満たすよう事業者に対し、維持管理業者の入れ替えを指示することを意味し、県が直接他社と契約することはありません。 |
| 維持管理業務を第三者に委託している場合は、維持管理料は直接第三者に支払われるのでしょうか。 | 支払先は、事業者と考えております。 |
| 維持管理料の物価変動の要因をどのように反映するかについて契約で提示するとの回答だが、その内容については、選定事業者と協議した上で合理的な方法により決める方針であると考えるとよいか。 | ご質問のとおりと考えております。 |

その他

| | |
|--|--|
| 債務負担行為について：本事業における割賦料および維持管理費の総額については、変動する性質のものです。事業開始後、総額が想定以上に増加し、議決を取得した金額を超える状況が発生した場合どのような措置が取られるのでしょうか。 | 原則として議決された債務負担行為を超える金額は想定されていませんが、合理的理由に基づく増額については、債務負担行為額の変更があり得ます。 |
| 債務負担行為が議会で否決された場合には、以下の通りとなるものと理解してよいか。本事業参画者に応札辞退の権利が付与される。の権利に基づき、事業参画者が応札を辞退した場合には、当該事業参画者が辞退した時点まで負担した費用は県に対して請求可能である。 | 本事業の実施にあたっては、債務負担行為の議会承認を前提としており、否決された場合の、ご質問のような対応は、想定しておりません。 |
| 「債務負担行為として設定された額は、…減額されない性格のものとしてよい」との質問に対し、「毎年の歳出予算に所用の支払額が予算計上されることとなります。」との回答です。この意味は、県の予算措置の関係で、支払額が請求額に満たない場合もあると理解してよろしいのでしょうか。 | 契約に従った所要の支払額が予算措置されるものと考えております。 |
| 第1回回答p.4によれば、債務負担行為として、議会の承認等の手続を経た場合でも、将来に渡って、各会計年度における予算の手当てが別途必要であるとのことである。仮に予算が成立せず、県が債務不履行となった場合、事業者もしくはファイナンスのピークルであるSPC（事業者より債権を譲り受けた者）に対し、県は当然に損害賠償責任を負うと解されるが、県はこの点につきどのように | 支払いが履行遅滞となった場合には、県は契約に基づき遅滞利息を支払うこととなります。 |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| 本事業に必要な額の内、割賦料および維持管理料として30年間支払うものについては、それをファイナンスのピープルであるSPCに債権譲渡し、SPCが当該債権の証券化により債券を発行した場合、実質的には県のクレジットを活用した債券発行になるが、県の起債基準、起債枠との関係ではどのように扱われるのか。これについて、関係者より正式な表明は得られるのか。 | 現在のところ基本契約は一本の契約であると考えております。また県の承諾なき債権譲渡を認めるものではなく、県の割賦債権履行（割賦支払）も条件付きである旨ご理解いただいた上で、事業者（あるいはSPC）が資金調達的手段として債券発行を検討されるのは自由です。県が直接発行する債券ではないため、起債基準、起債枠とは関係ありません。 |

(2) 事業者選定の流れ

| | |
|--|---------------------------------------|
| 基本協定を結んだものが、その後、基本契約を結ぶことができないときは、佳作提案者が事業者になる可能性はあるのか | やむをえない場合を除き、基本協定締結後の相手方の変更は想定しておりません。 |
|--|---------------------------------------|

(3) 応募条件

応募者

| | |
|---|---|
| 維持管理業務を第三者へ委託する場合に維持管理業者による県への登録の必要性について伺いたい。 | 維持管理業務を委託された第三者については、県と直接契約等を締結する相手方ではありませんので、県の指名業者登録の必要はありませんが、指名登録業者の多くは県が委託する維持管理業務において実績を有しており、信頼性も高いと考えられることから、できる限り指名登録業者に委託することが望ましいと考えております。 |
| 「施設整備を行う者が維持管理についてもその実施についても携わることが合理的と考えている。」とあるが、「施設整備を行う者」とは事業者と理解してよいか | ご質問のとおりです。 |

応募者の資格

| | |
|---------------------------------------|--|
| 競争入札参加資格登録は、第2回質問回答書配布日（11月22日）以降も可能か | 登録手続きは平成11年10月28日までとしておりますので、追加登録はできません。なお、資格確認にあたっては、別紙の取扱とさせていただきます。 |
|---------------------------------------|--|

応募資格の制限

| | |
|--|------------------------------------|
| 12/1から12/6の参加表明書及び資格確認書類の受付時に指名停止であっても提案書受付時に指名停止が解除されていれば参加することは可能と考えてよいか。また、参加不可の場合、応募者の構成員の変更はやむを得ない事業が生じた場合を除いて不可となっているが、参加表明時に参加していなくても、提案書提出時に追加することは可能か | 平成11年12月7日に資格を確認できない場合は応募資格はありません。 |
|--|------------------------------------|

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| 12/8以降に指名停止となり、提案書の受付日（2/8）以前までに指名停止期間が終わったとしてもやはり応募資格を失うことになるのか。また、指名停止による応募資格の制限（=資格を失う）を受ける期間はいつまでか。（提案書の受付期限2/10までか事業者選定時までか、基本協定締結時までか、そ | 平成11年12月8日以降、基本契約締結時までに指名停止処分を受けた場合には、提案書の受付日までに指名停止期間が終了したとしても参加をご辞退いただきます。 |

応募に関する留意事項

| | |
|--|---|
| 基本協定に署名する事業会社、設計企業、建設企業になれないが、署名しないメンバーをそれぞれ追加するのは問題ない、と理解したがよろしいか。 | 協力会社としての参加は可能です。 |
| 今回の回答書の回答には、肝心な部分で“契約案で提示します”“検討中です”等の表現が多いため、提案書提出時で、事業スキームも含めた資金計画表(様式8)を確定するのは難しく、選定後に提示される契約案とその交渉により、これらが大きく変更となる可能性は高いと予想している。従って、「原則として変更は不可ですが、協議による変更は有り得ます」の余地は多いにあることを県側も十分理解していると認識しておいてよろしい | 提案提出までのなるべく早い時期に契約案の骨子をご提示することを予定しています。 |
| 応募条件について：「事業会社」「設計企業」「建設企業」は、幹事企業及び構成員を全て明記することになっておりますが、当選後、構成員の追加参入は認められますか。 | 応募者の構成員の追加は不可としますが、協力会社若しくはSPCの出資会社といった参加は可能です。 |
| 入札書の内容(支払元金利)が遵守される限り資金調達スキームの変更は事業者側の問題。基本契約等が示されていない状況で資金調達計画を固めることは不可能。変更を認めるべき。 | 募集要項記載の通り、事業者の選定に当たっては「事業・資金」面でのご提案内容も審査させていただき予定であり、事業者選定の判断材料の一つである資金調達スキームの変更を当初より認めることはご提案の意義から外れるものと理解しております。従って原則として変更は不可としますが、協議による変更はあり得ます。 |

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| <p>複数提案の禁止：「1応募者は、1つの提案しか行うことはできない。とあるが、第1回質問回答書の中で、資金調達に関する部分については、「検討中である」とされているもの、ならびに「契約案で提示します」とされているものが多いが、資金調達のためのファイナンスのピークル（SPC）の形態（SPCを用いるかどうかを含む）、債権譲渡の内容（譲渡時期、譲渡債権の種類など）、譲渡債権を裏付けとした調達方法（どこの金融機関からどのような借入条件で資金調達をするのかなど）についての内容が契約で固まるまでは、ファイナンスストラクチャーを確定することは困難である。ノ入札の際の提案書に記載されている割賦料の支払条件（元金相当額およびスプレッド）以外の部分については複数案の提示を認めるか、平成12年7月に予定されている「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」の契約までに変更される</p> | <p>募集要項記載の通り、事業者の選定に当たっては「事業・資金」面でのご提案内容も審査させていただく予定であり、事業者選定の判断材料の一つである資金調達スキームを複数いただくことは想定しておりません（参考として提示させていただくことは構いません。）。ただし、協議による変更はあり得ます。</p> |

応募手続き

| | |
|---|---|
| <p>設計企業の資格確認に必要な書類は、神奈川県競争入札参加資格認定通知書及び一級建築士事務所登録の写しの両方と考えてよいか。</p> | <p>設計企業については、ご質問のとおりです。</p> |
| <p>現況の生態系や交通計画等に関する資料は、提示してもらえるのかとの質問に対して、「県から提示する予定はありません。必要に応じて調査してください」との回答がありますが、県にて既にデータを持たれている場合、同じ事を各事業者がばらばらに行う行為は、結果に大きな誤差が生じ、基本認識の異なる提案を、同一の土俵で審査される可能性があります。このような項目に対する審査基準をどのようにお考えですか。</p> | <p>様式27の記載については、事業実施のための確認事項です。なお、現地調査を各々行うものと考えられ、基本認識は異なるものになると考えております。</p> |

（4）審査及び審査結果の通知

| | |
|--|---|
| <p>審査委員の決定時期はいつなのか</p> | <p>審査委員については公表予定ですが時期は未定です。</p> |
| <p>審査委員は公表予定とされているが、どのように公表されるのか</p> | <p>方法については未定です。</p> |
| <p>「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」について総合的に審査するとあるが、具体的な審査方法の公表はあるのか</p> | <p>要項で示した「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査し、審査委員及び審査結果の公表等を通じて審査の透明性の確保を図って参りますが、事前に公表する範囲については検討中です。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| <p>今次審査の評価について：審査基準の事前公表について、「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査することであるが、具体的に何をどのように審査するのか、またウェイト付けはどうか等が不明であると、実際の対応が非常に困難である。／また、透明性の確保という観点からも、事前に審査基準を明確に示す必要があるのではないか。／また、ファイナンスについてはどのような評価方法（計算方法）を用いるのか。具体的には、将来の支払実額の単純総額で評価するのか、現在価値で評価するのか、現在価値で評価する場合に割引率は何を使用するのか等を含め、具体的な評価方法（計算方法）が判らないと、ファイナンスプランの検討ができないので、例示を以って教えてほしい。</p> | <p>要項で示した「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査し、審査委員及び審査結果の公表等を通じて審査の透明性の確保を図って参ります。またファイナンスについては割引現在価値にて評価します。割引率については現在4%程度(名目)の予定です。</p> |
| <p>審査結果の公表の方法、範囲等については検討中とあるが、提案までには決定、発表されるのか</p> | <p>審査結果については公表する予定ですが、方法、範囲等については、提案時点までに公表する予定はありません。</p> |

(5) 提示条件

事業・資金

| | |
|---|---|
| <p>「金利期間は5年とありますが、...5年固定以外の提案も可能ですか」との質問に対し、「固定期間5年以上の場合に提案を別途いただくことは可能です。」との回答です。この意味は、優秀提案に選ばれた事業者が、固定期間5年以上の提案をしていた場合、協議の過程で固定期間5年以上の提案を採用する可能性があるかと理解してよろしいでしょうか。</p> | <p>協議の段階で採用する可能性はあります。</p> |
| <p>「契約期間(30件)の中で、...10年毎にプットオプション又はコールオプションを行使できるスキームにすることが可能か」との質問に対し、「...別途いただくことはかまいませんが...」との回答です。この意味は、優秀提案に選ばれた事業者が、プットオプション又はコールオプションを行使できるスキームを提案していた場合、協議の過程で採用される可能性があるかと理解してよろしいでしょうか。また、基本契約に県が契約期間内に繰上弁済する条項を織り込む(維持管理部分も含めて契約を解約する)可能性はあるのでしょうか。あるとすれば、どのような状態でしょうか(例えば、県の財政状況から起債に</p> | <p>協議の段階で事業者からの別提案を採用する可能性はあります。また、原則として一括繰り上げ返済による県からの一方的な契約の解除は想定しておりません。</p> |
| <p>債権譲渡にあたっては、県の異議なき承諾が得られるのか。</p> | <p>県の承諾は異議を留めるものとなります。</p> |
| <p>維持管理業務に伴う将来の何らかの損害賠償債権については、債権譲渡後に発生する反対債権であることから、債権の譲受人に対し相殺等の抗弁を主張することは認められないと考えられるが、いかがか。また、この点について契約書の中で確認を得ることはできるか。</p> | <p>現段階では、債権譲渡の際にそうしたリスクがある債権であることを明示して譲渡する必要があると考えています。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| <p>事業者の債務不履行、瑕疵担保責任、経営破綻の懸念の発生等に関わらず、県が既に事業者に対し租税債権等の何らかの反対債権を有している場合、あるいは何らかの反対債権が発生している可能性がある場合、債権譲渡に際して、県はこれらの相殺権を債権譲受人との関係で放棄することを承認できるか。</p> | <p>放棄することは承認できません。なお、租税債権をもって相殺することはありえません。</p> |
| <p>「県は事業者に経営破綻の懸念が生じたときに、県の指定する者へ債権を譲渡させる権利を留保する」とあるが、その場合に県は事業者に対し債務（特に割賦債権）を一括返済すると認識してよいか？また県が債権を譲渡させる際に、当初の事業者に対して融資している金融機関が譲渡担保権を設定している場合には、県はどのような対応とするのか？</p> | <p>前者の場合、県が事業者に債務を一括返済することは想定しておりません。また、後者の場合は、県と事業者、金融機関との間で協議します。</p> |
| <p>募集要項には「債権の譲渡・担保設定」についての規定はありますが、「地位の譲渡」についての規定は存在しない。地位の譲渡もしくは担保設定についての県の承認は可能と理解してよいか。</p> | <p>無条件ではありませんが可能です。</p> |
| <p>基準金利について、提案時点はH12年12月8日のレートを採用し、一方、実際の割賦料支払いは、H15.4.1のレートが採用される（5年毎の4.1）と理解してよいか。</p> | <p>提案時点のレートは募集要項記載の通りです。実際の割賦支払いに当たっての基準金利適用については、割賦料の支払対象期間の開始時の金利動向に基づき決定するように考えております。</p> |
| <p>協議事項は契約案の中で考え方を示すとありますが、重要な事項と認識していますのでご回答をお願い致します。</p> | <p>提案提出までのなるべく早い時期に契約案の骨子をご提示する予定です。</p> |
| <p>本事業においては延払基準の適用はないものと考えられるが、県はどのような根拠に基づいて延払基準に適合すると考えているのか。また、仮に延払基準が適用になると、県は割賦金利部分について消費税を負担する必要があるが、認識しているか。</p> | <p>税・会計上の処理については、最終的には事業者の方の問題であり、各事業者の方においてご判断していただきたいと考えております。</p> |
| <p>資金調達の目的で 金融機関への譲渡、信託会社への譲渡(証券化、流動化の目的)、機関投資家への譲渡等については差し支えないか。</p> | <p>無条件ではありませんが可能です。</p> |
| <p>債権への担保設定について、具体的な内容について検討中との回答ですが、担保の問題は提案上極めて重要な要素ですので、禁止するものがあれば具体的に回答してほしい。</p> | <p>県の支払先が書面により1箇所と確認できるのであれば質権、譲渡担保、代理受領、振込指定いずれも可能です。</p> |
| <p>孫利息の取扱：平成15年2月1日から平成15年3月末日迄の期間に対応する利息は、初回支払額に上乗せして支払う（平成15年9月末日に支払、後払いとの前提）とあるが、当該利息が9月に支払われることにより生ずる利息（孫利息）の取扱は如何か。</p> | <p>8ヶ月分の利息を15年9月にお支払いする予定です。</p> |
| <p>金利スプレッド：将来30年にわたって金利は大きく変動するものと推測されます。金利スプレッドの設定方法については契約書の中で示されるものとありますが、これはスプレッドについて、30年の期間の中で変更されることが可能と推測して宜しいですか。</p> | <p>事業遂行に支障をきたす場合などに協議により合意の上の変更はあり得ると考えています。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|--|--|
| <p>債権譲渡に関連して、募集要項ならびに質問回答書の記載事項につき、県の意図したことと異なる解釈（善意無過失）を行ったことから生じる弊害から応札者は保護されないのか。</p> | <p>募集要項及び配付資料の記載事項については、応募者自身で合理的に解釈して下さい。保護はしません。</p> |
| <p>「県の承認を得た上で債権に担保を設定することができる」とあるが、建物の譲渡前の段階で、事業者の借入についての被担保債権として、将来債権である売買代金債権及び維持管理料債権について、譲渡担保もしくは質権設定することを県は承認することができるか。</p> | <p>将来債権に対する担保権設定の承認については、適正に建物が完成・譲渡されること及び維持管理が適正に行われることを条件としたものになります。</p> |
| <p>弁済期末到来の債権である売買代金債権と将来債権である維持管理料債権を譲渡することを県は異議なく承諾することができるか。 「所有権の移転後は、県の承認を得た上で債権を譲渡することができる」とあるが、例えば建物の譲渡後に事業者が当該債権を借入の代物弁済とする場合でも同様に考えてよいか。</p> | <p>県の承諾は異議をとどめるものとなります。</p> |
| <p>債権の取り扱い：募集要項の中で、「債権の譲渡」および「債権の担保設定」が県の承認を得た上で行われた際、「県の支払先が1ヶ所に限定されることが条件である」とある。支払先がファイナンスのビークルとしてのSPCであるとして、SPCの資金調達先である投資家が複数であることは問題ないと考えてよいか。また支払先口座が1ヶ所ならば、債権譲渡先が複数であっても問題ないか。（例えば、支払先口座がSPC名義の口座ひとつであれば、1～5年目の割賦代金受取債権と6～30年目の割賦代金受取債権の譲渡先がそれぞれ別個であっても問題ないと考え</p> | <p>債権譲渡先が複数となるものについては難しいと考えております。</p> |
| <p>「県は事業者に経営破綻の懸念が生じたときに県が指定するものへ債権を譲渡させる権利を留保する」とあるが、ここでいう「債権を譲渡させる」とは、事業者との契約を解除し、新たに県の指定する維持管理業者との間で契約を締結する、という主旨と理解してよいか。 割賦販売契約と維持管理契約とを契約として一体と捉えるという見解によると、割賦販売代金債権と維持管理料債権の両方が譲渡されていた場合、維持管理業者の変更により割賦販売代金債権の弁済に影響が及ぶ可能性があ</p> | <p>今回の契約は割賦販売と維持管理業務が一本の契約であり、債権を譲渡させるとは事業者から、この事業を遂行する能力のある者へ権利義務と一体となった事業全体を譲渡させることを意味します。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| 建物および資材等に担保権を設定してはならないとされているが、建設期間においては県に所有権がないので、担保権の設定は可能であり、所有権移転時に担保権の負担のない形で引き渡せば足りると考えてよいか。 | 担保権の設定を禁止する趣旨は、建設期間中における事業主体の破綻時に担保権が実行されることを防止するためです。建設期間中における担保権の設定を行うことは禁止します。 |

技術

| | |
|--|---|
| 情報システム関係のシステムに関する県または市の上位計画について県には「行政情報化プログラム」があり、市には「横須賀情報フロントティアプラン」があるとされているが、それぞれ入手可能か。また、可能な場合の入手方法についてご教示願いたい。 | 閲覧は可能ですので、第2回質問回答配付場所にて閲覧できるようにします。 |
| 実験実習部門を含む建物を免震構造とすることが望ましいとありますが、制震構造または相応の重要度割増係数を考慮した在来構法の提案も可能でしょうか。 | 実験、実習部門は出来るだけ免震構造としてください。 |
| 免震構造とありますが、どのような意図で免震をお考えかお聞かせください。第1回の質疑回答では、防災拠点のお考えがないと回答を得ました。また、なぜ実習棟を優先して免震を採用したいのかその意図も併せてお教えください。 | 実験・実習部門には、精密機器類や薬品類が設置、保管されますので、安全性を考慮してのことです。 |
| 実験実習部門を含む建物を免震構造とすることが望ましいとありますが、地質調査結果によると軟弱地盤であり固有周期等を踏まえ免震構造に適さない地盤(建築センター)と思われます。地盤改良等の2次的高額工事が発生しますが、それでも免震構造が望ましいということですか？ | 今回の地盤の卓越周期は、0.3秒程度を中心に0.2～0.6秒で、第1種地盤と報告されていますので、極端な軟弱地盤ではありません。一方、免震設定は固有周期が3～4秒程度を見込めますので、十分入力低減は可能です。地盤改良等も不要と考えております。 |
| 使用する免震装置に指定はあるのか？（LRB、高減衰積層ゴムなど） | 日本建築センター-免震構造評定及び建築基準法第38条の大臣認定が受けられるものであれば結構です。 |
| 原則として各建物の内容は、配布資料を参考に設計を行う...の「原則として」は提案によって配布資料に明記されている仕様を変更してもよいと解釈してよいか | 機能的に同程度以上のものを確保したものであれば差し支えありません。 |
| 壁や架構における耐久性及び耐候性のためかぶりを適宜確保すると示されていますが目標とする耐用年数があればお示し下さい。 | 鉄筋コンクリート造のばあいのかぶり厚の計算のための耐用年数については、「建築工事標準仕様書・同解説（JASS5）鉄筋コンクリート工事・日本建築学会」の「2.5構造体の総合的耐久性」の標準（大規模補修不要予定期間としておよそ65年、供用限界期間としておよそ100年）を目安として下 |
| 将来のレイアウト変更や、荷重の増加に対応できるようにある程度余裕のある設計をしますが、ある程度とはどの程度をどの場所で想定しているのでしょうか。余裕度の設定も提案に含まれるのでしょうか。 | 将来のカリキュラムの変化に応じた内部改修等に対応できるものとし、余裕度の設定は提案に含まれます。 |
| 建物の耐風設計について特別な指定があればご指示ください。 | 指定はありません。 |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| 建物の荷重条件、振動性能（研究室床など）に特別な指定があればご指示ください。 | 4年制大学の機能を満たすように応募者側で想定して下さい。 |
| 公開講座を行う予定の室名（講堂以外）をご指示ください。 | 原則として講堂以外は想定しておりません。 |
| 各部門ごとの諸室の同時使用率についてのご回答で時間割については現在ご検討中とのことですが、ご検討結果はいついただけますか。 | 本プロポーザル実施期間中にはご提示できない見込みです。 |
| 「LANや高度情報化の容量に関する方針等ご提示いただけないでしょうか。」の問に対して、検討中とのことですが、ご検討結果はいついただけますか。 | 設計段階の早い時期までにはお示しする予定です。 |
| 総床面積40,000㎡の定義として建築基準法における延床面積でしょうか？例えばアトリウムとした場合又は、分棟で棟々間を結ぶための屋根（トップライト等）を架けた場合、ピロティ等、外的要素と思われる部分について、仮に建築基準法の床面積に含まれても、今回の40,000㎡の対象外としてよろしいでしょうか。 | ピロティ等で建築基準法上、床面積に算入されるものについては、総面積に含まれます。 |

維持管理

| | |
|--|---|
| 水光熱費の算出に必要な年間の施設使用時間帯等は、提案者側で任意に設定し、算出してよいか。 | 水光熱費に限り、次の仮定により算出して下さい。 施設稼働時間 8:30～20:30 年間登校日数 1月20日間、2月20日間、3月6日間、4月20日間、5月25日間、6月25日間、7月25日間、8月6日間、9月6日間、10月25日間、11月25日間、12月20日間 |
| 建物保守管理、設備管理の中で機能維持管理のための修繕費込みとなっているが、消耗品の扱いはどうするのか（例：蛍光灯等の管球類、電設資材類、衛生器具類）。また、長期計画で見込む修繕費と管理費の中で見込む修繕費の具体的区分は。 | 建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）で支給品と区分されているものについては「維持管理業務に関する付属契約」において単価契約を行い、年度末に精算いたします。その他の消耗品などはそれぞれの維持管理業務において計上してください。維持管理業務のうち、建物保守管理及び設備保守管理の修繕（経常的修繕及び臨時的修繕ともに）に係る部分については、様式31には記載せずに、様式32の長期修繕計画書にのみ記載してください。なお、毎年一定額を要する経費（経常的に係る修繕経費）については、その他の欄を使用するなどして記載してください。 |
| 維持管理業務に伴う業務用備品の負担は、県か、それとも事業者か。 | 維持管理業務に伴う業務用備品は民間事業者の負担になります。ただし、建物保全業務共通仕様書で支給品と区分されているものについては「維持管理業務に関する付属契約」において単価契約を行い、年度末に実費精算いたします。その他の消耗品などはそれぞれの維持管理業務において計上して下さい。いずれの場合も事業者の負担とします。 |
| 清掃業務に廃棄物処理業務を含むのか | 含みません。 |
| 電気需要設備等の主任技術者に関わる費用は、本事業費の中で考慮すべきか。 | 本事業費の中で考慮して下さい。 |

| 質問事項 | 回答 |
|--|-------------------|
| 一般的に竣工後20年程度で大規模な設備機器の交換工事があるが、この交換工事は別途と考えてよいか。 | 長期修繕計画に反映させてください。 |
| 時代と共に社会的要求が高まり、より高い性能が求められることも考えられるが、その際の性能向上を行うための改修工事は別途と考えてよいか。 | ご質問のとおりです。 |

特定目的会社等の活用

| | |
|---|---|
| 「参加表明時に「特定目的会社設立予定なし」と書いておいて、事業者を選定された後、特定目的会社方式を採用することは可能か。…」との質問に対し、「提案書提出以降の変更は原則としてないものとして考えております。」との回答です。今回の回答書には、肝心の部分で「契約案で示します」「検討中です」等の表現が多いため、提案書提出時点で、事業スキームを確定するのは難しく、選定後に提示される契約案とその交渉により、事業スキームが変更となる可能性は高いと予想しておりますが、いかがでしょう | 協議等による変更はあり得ます。 |
| 「事業全体について、神奈川県—SPC—金融機関というスキームは可能か。」との質問に対し、「SPCが金融機関から資金を調達するという意味であれば可能です。」との回答だった。 県と事業会社との基本契約における地位の継承は認めないが、SPCが金融機関から資金を調達するためにおいては、割賦債権を譲渡担保することは認めるという意味と理解してよいか。 | 今回提案いただく事業会社、建設会社、設計会社等が出資し「特別目的会社（SPC）」を設立して事業を行うために金融機関から資金を調達し、運営していくことは可能であると考えています。また、県が事業会社と基本契約を締結し、その地位を後に設立されるSPCに継承させることは可能と考えています。 |
| SPCの出資者に条件を加えるのであれば、その内容を伺いたい。 | 出資者となるにあたって、必ずしも参加表明が必要とは考えておりませんが、原則として、事業を実施するSPCを設立する場合には、応募者の構成員を主体とする出資により設立されると考えています。 |
| 事業主体は、海外のSPCや海外のSPCの日本支社・営業所、海外のSPCが出資する日本国内のSPCでも可能か。 | 出資者となるにあたって、必ずしも参加表明が必要とは考えておりませんが、原則として、事業を実施するSPCを設立する場合には、応募者の構成員を主体とする出資により |
| SPCを設立する場合、その形態は株式会社、有限会社等どのようなものでもかまわないと認識してよいか。 | ご質問のとおりです。 |
| スキーム上一定の効果を期待するために実際の事業会社(スポンサー)とは異なる主体が特別目的会社の出資者となることは可能か(例えば「慈善信託」を想定) | 現在検討している出資者の条件をクリアしていれば可能です。 |

| 質問事項 | 回答 |
|--|------------------|
| 信託受益権を用いた債権譲渡スキームでは、特別目的会社（SPC）は登場しないが、そのようなファイナンスのスキームも可能ですか？ | 無条件ではありませんが可能です。 |

県と事業者との責任分担

| | |
|---|---|
| 不可抗力の負担について県（主分担）と事業者（従分担）と訂正されましたが、との違いについての基本的な考え方について説明してほしい。 | 不可抗力の負担については、双方の責に帰さない事由の場合の分担を想定しており、具体的な負担の考え方は、第1回質問回答書のとおり、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとします。 |
| 建設段階において地盤崩壊が発生した場合の修復、遅延等のコストを不可抗力として県が全額負担するのでしょうか。 | 事業者の責によるものは事業者の負担とし、地震等の不可抗力によるものは県が主分担となります。 |
| 建設段階に地震が発生した場合、建築物、構築物、付属設備等の修復コスト、工事遅延コスト、地盤崩壊リスクの各リスクを不可抗力として県が主分担者として負担するののか。また、事業者が負担するとすればその割合はいくらか。 | 具体的な負担の考え方は、第1回質問回答書のとおり、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとします。 |
| 県に所有権移転後、不可抗力による建物の損壊、建物内での人身事故の責任は県の負担とありますが、修繕計画において不測の事態の発生により、修繕計画を見直した結果、コスト増になった場合、県は負担するののか。不可抗力の事故として地震、風水災の天災の他、結果としての火災、爆発、落雷を含むののか。 | 事業期間内に生じるおそれのある大規模地震などによる修繕は県の負担としますが、通常発生が予測される台風災害などによる修繕は事業者の負担とします。 |
| 建物引渡し後、事故・火災による施設の損傷リスクは県の負担となっているが、県側でリスクヘッジするために保険に加入するののか。 | 現在想定しておりません。 |
| 支払いの遅延・不能が起こり得るケースについて現段階では想定していないとあるが、県が財政再建団体となるとき等にも支払遅延・不能となることはないかと認識してよいか。また、国と同じ見解と認識してよいか。県が財政再建団体となるときにも支払遅延・不能が起こらないという根拠についてご教示願いたい。 | ご質問のような状況下であっても、県の支払うべき債務の支払遅延・不能、及び制限が起こることはありません。当該地方公共団体は自治大臣の承認した計画のもとに財政再建を行うという意味で、国の管理下におかれることとなります。 |
| 県が財政再建団体となった場合、県が支払いを行うとあるが、財政再建団体となった場合でも、債務負担行為に基づく割賦払いは制限を受けないと認識してよいか。また、何らかの制限を受ける可能性があるとしても、制限を受ける可能性がないにしても、何らかの法的根拠があると思われるが、その法的根拠を伺いたい。 | ご質問のような状況下であっても、県の支払うべき債務の支払遅延・不能、及び制限が起こることはありません。当該地方公共団体は自治大臣の承認した計画のもとに財政再建を行うという意味で、国の管理下におかれることとなります。 |
| リスク負担については、契約の条文に明記されるか。 | ご質問のとおりです。 |

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| <p>「施設の設計・建設における履行保証保険について、付保することが望ましいと考えている。」と回答されておりますが、参考として、県の案件で履行保証保険を付保された事例等があれば、保険の具体的内容等についてお知らせ下さい。</p> | <p>公共工事標準請負契約約款における契約の保証などを参考にしてください。</p> |
| <p>現状地盤が地質推定断面図と大きく異なり、基礎の計画に変更が生じた場合はそのリスクを県が負担すると考えてよいか。</p> | <p>資料 設計建設条件（8）に記載のとおり、地層推定断面図は想定ですので、リスクは事業者の負担とします。</p> |
| <p>テトラポット、コンクリート片等の地中障害物による、設計変更、工事費増大等のリスクは県又は埋め立て事業者側で負担すると考えてよいか。また事業者側による負担の場合、地中障害物分布の詳細を教えてください。</p> | <p>募集要項及び資料 設計建設条件（8）に記載のとおり、事業者の負担とします。</p> |
| <p>質問回答書のp.21回答により「当該事業以外の全ての事業者に影響を…」の意味は理解できたが、一般の法令変更リスクを全て事業者負担（例：消防法の改正による防火設備の追加など）とするのは適切でないと思う。法令毎に定める（詳細は「契約案で提示される」として）という意味で、県と事業者とも にすべきではないか。</p> | <p>想定可能なものについては、契約交渉時に協議します。</p> |
| <p>「～議会承認が得られなかった場合、事業者の負担した設計費、その他経費の支払はどのように担保されるのか」の質問に改めて回答願いたい。</p> | <p>本事業の実施にあたっては、基本契約の議会承認は不可欠であり、承認を前提としております。しかし、否決された場合は、契約成立の条件を欠くものとなりますので、否決された場合はお支払いはできかねます。基本協定締結後、事業者が定められた期限の中でどのようなスケジュールで業務を行われるかは、事業者のご判断となるものと考えます。</p> |
| <p>「建物引渡後の建物の維持管理責任は県となるはずだが、…」との質問に対し、「県が求める維持管理状態を保つ責任は事業者が負担します。」との回答だった。 「修繕」と「維持管理状態を保つ」ことは密接な関係であるが、例えば県が予算措置等の関係で「修繕」を行わないことにより、事業者が県が求める維持管理状態を保つことができない等の状況においては、その責任は県が負担すべきと考えるが、いかがか。</p> | <p>修繕については、基本的には提案された長期修繕計画に基づき「維持管理業務に関する付属契約」の一部として、別途契約をいたします。その際には協議を行いますが、県の一方的な理由により適切な修繕が行えなかった場合は、その責任は県が負担いたします。</p> |
| <p>交通処理計画について、県警や道路管理者と未協議との回答がありますが、優秀案等が選定後、配置等の変更を余儀なくされ、スケジュール等に影響が出た場合のリスク負担も事業者側ですか。また、その結果選定事業者が変更になる場合もあるのでしょうか。</p> | <p>事業者の負担と考えております。後段については想定しておりません。</p> |
| <p>本大学の学科プログラム上、危険な実験が原因で建物の損壊や人身事故の責任は県が負担するのか。</p> | <p>施設として想定すべき機能を超えたものについては、ご質問のとおりと考えております。</p> |
| <p>建物に瑕疵があり、適切な対応が行われない場合、割賦料の遅延、減額の可能性があるとしていますが、この場合の瑕疵の判定基準は何でしょうか？県側の一方的な基準では困りますので、客観的な判定ができるようにしていただきたい。</p> | <p>瑕疵かどうかの判断は、その発見時に協議することになります。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| 隠れた瑕疵の担保責任の担保期間は。 | 瑕疵担保期間は、10年間とします。瑕疵かどうかの判断は、その発見時に協議することとなりますが、経年劣化によるものは当然瑕疵ではないので、事業者にとって過大なリスクではないと認識しています。 |
| 消費税の税率変更リスクは、県の負担と考えてよいか。 | ご質問のとおりと考えております。 |
| 法令の変更等により、本事業の基本契約、付属契約に関連して税金等の負担が増大し、事業の運営に大きな影響を与える事態が発生した場合、県の負担について協議することは可能か。（法人税等の利益に対してかかる税金を除く）税制の変更等は、事業者のコントロールできないリスクであり、本事業は30年という超長期に及ぶため将来どのような負担が発生するか予想できない。事業者が安定して質の高いサービスの提供を30年間行うためには、必要に応じて県の負担増について協議できるような措置が必要だと考えますが、この点についての県の考え方を聞きたい。 | 基本的には募集要項の記載のとおり、事業者の負担と考えておりますが、法令の変更が事業に大きな影響を与え、事業の継続性が損なわれるような場合には協議に応じます。 |
| 保険に関するリスクは事業者が負担するとの考え方を示しているが、事業者が付保すべき保険の種類と金額等については、県と事業者で協議して決めるのか。具体的に県が付保すべきと考える保険があれば示してほしい。 | 質問回答書（第1回）のp.20の13、14番目の回答を参照して下さい。 |
| 瑕疵担保責任は債権譲受者ではなく、事業者にのみ遡及されることでよいか。 | 基本的に、事業主体の変更に伴う契約の地位の譲渡による債権譲渡の場合は、譲受人は承継します。 |

（6）事業の実施に関する事項

設計・施工に関する事項

| | |
|--|---|
| 数量調書は提出図書に含まれるか | 含まれません。 |
| 別途発注する設計・施工・備品の搬入（情報システムを含む）に対する協力について：備品の搬入に対する協力というのは、具体的にどのようなことをお考えなのかご教示願いたい。 | 本大学については、専門性の高い備品が整備されることから、設計・工事・搬入を行うにあたって必要な協力、配慮をお願いする趣旨です。 |

| 質問事項 | 回答 |
|--|--|
| <p>別途発注する設計・施工・備品の搬入（情報システムを含む）に対する協力について：情報システムについては県が別途発注すると認識しておりますが、このこととの関連で、建築関連の部分の業務の範囲を具体的にお示し願いたい。また、県の情報システムの構成によっては、設計業務等との調整もでてくると思われるが、どのように対応すればよいか</p> | <p>情報システムに関連して事業の範囲としておりますのは、配線を行うのに必要な設備スペースの確保、配管用の管の設備等です。配線工事そのものは、別途発注する予定ですが、設計・工事・機器搬入にあたって県が検討する情報システムとの関係に十分配慮をお願いする趣旨です。</p> |

維持管理に関する事項

| | |
|--|--|
| <p>「維持管理業者の入れ替え」とは、維持管理業務の競争入札への切り替えや県の指名業者への変更等、県主導のものか、それとも事業者による仕様達成のために講ずる任意の一手段か。</p> | <p>県が競争入札により、直接、維持管理を行う業者と契約を締結することは想定しておりません。県にとっては、維持管理の要求水準が達成されれば良いことであり、そのため要求水準が達成されない場合には、維持管理業者の入れ替えを指示することもありえます。</p> |
|--|--|

(7) 契約に関する事項

契約等の概要

| | |
|--|---|
| <p>第1回、第2回の質問事項に対し、第2回の回答でも検討中等回答がなされていない事項がある場合は、いつ頃までに最終回答をする予定か</p> | <p>回答可能なものは極力早い時期に行うよう作業中です。</p> |
| <p>提案書を作成するに当たり、基本協定、基本契約、付属契約の内容を熟知することは非常に重要であると考えている。これらの骨子については、提案書提出前の早いタイミングで提示されると理解してよいか。</p> | <p>提案提出までのなるべく早い時期に契約案の骨子をご提示することを予定しています。</p> |
| <p>各種契約書の内容開示時期は優秀提案の選定後とあるが、県から「県にとって有利な片務契約」が各種契約案として提示されたことにより、選定された業者にとって契約が締結困難、契約断念となった場合、県からの補償はあると認識してよいか。</p> | <p>応募段階においては、費用は応募者の負担としております。</p> |
| <p>事業会社の変更に関する適法な手続きという表現の意味は、“契約の中でこのような交代の手続きの手順を規定するので、これによれば可能”という意味に解釈してよろしいか。</p> | <p>社会慣習上、合法的なものであれば可能という意味ですが、権利義務一体として譲受者に移転することに留意した上でご検討下さい。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| 「県と契約した『事業会社...』が建物所有権移転後に代わることは可能か...」との質問に対し、「適法な手続きによるものであれば可能です」との回答です。一方、質問回答書 p.18の7番目の質問回答には、「提案提出以降の変更は原則としてないものとして考えております。」とある。これらは、所有権移転まではあらかじめ特定目的会社設立の有無について明確にしなければならないが、所有権移転後については提案時に明確にしておく必要がないと理解してよいか。また、要項上は所有権の移転後は債権譲渡が可能とあるが、本質問における回答である所有権移転後に「代わる（＝契約上の地位の継承）」とは意味が異なると思われるがいかがか。債権譲渡 | あらかじめ県の承認を得た適法な手続きによるものであれば、事業会社をSPCに変更することも可能ですが、権利義務一体として譲受人に移転することに留意して下さい。 |

(8) 参加協力金

| | |
|---|-------------|
| 基本協定を結んだものが、その後、基本契約を結ぶことができないときは、事業者は参加協力金をもらうことはできないのか。 | お支払いは不可能です。 |
|---|-------------|

(9) その他

| | |
|--|--|
| 技術提案する中で、条例等神奈川県および横須賀市等及びインフラ関係会社と与条件監理の為打ち合わせ等が必要だと思うが、各々に物件名等話をしてよいか。 | 必要に応じて物件名等をお話いただくことは結構です。 |
| 必要に応じてご調査くださいとの回答が、多々見受けられますが、調査のため窓口に向いた際、先方より事務局からの承認行為として、本質問回答書等ではなく、承認印を要求された場合、事務局にて即時の対応はしていただけますか。 | 即時に承認印等の対応をすることは困難ですが、円滑に調査等が行えるよう配慮いたします。 |
| 街づくり協定等の制約について、事業者の判断で窓口と協議をしても構わないでしょうか。 | 必要に応じ行っていただいても結構です。 |
| 当該地周辺に建築予定の建物で県が認識しているものがあればご教示いただきたい。また、提案前に、周辺の建物計画について、県及び市と協議することは可能と認識してよいか | 把握しておりません。必要に応じて調査等を行ってください。 |
| 開校年以降における敷地周辺の状況を予測するため、周辺において現在計画中の建物について（工事中のものも含む）、把握されている範囲内で概要情報（用途、階数、配置など）をいただくことはできますか。また、今後、敷地周辺において、さらなる埋め立てが行われる予定はありますか。 | 把握しておりません。 |
| 対象建築物は「環境・エネルギー優良建築物」として取り扱い申請するのでしょうか？また省エネルギー性能はレベル2の設定としますか？ | 申請はいたしません。 |

| 質問事項 | 回答 |
|--|--|
| 大学認可申請スケジュールの中で文部省の現地審査が平成14年10月頃に行われると思えます。その時点における工事の進捗状況は出来高などを指標にした場合、何%程度と考えておけばよいか。また厚生省の現地審査は竣工後に行われると思うが、現時点において厚生省審査時期を何年何月頃と想定しておけばよいか | 文部省の10月時点の実施調査は、開学スケジュールと建設等の進捗状況を確認するために行うものです。なお、進捗の目安は80%程度と聞いております。また、厚生省の現地審査についても関係規定に基づき行われると思えますので、ご協力をお願いします。 |
| VFMの試算については国の基本方針が発表された後、公表予定とあるが、提案の前には、公表されると認識してよいか。 | 国の基本方針に従って対応します。 |
| 事業期間における県の財務状況等信用調査資料は、一般に公開されている資料の他に提示できるものはあるか | 一般に公開されている資料等によりご判断ください。 |
| 県内業者使用について：参加表明時、施工者・構成員に参加させる必要がありますか。又、設備・電気工事業者も県内業者使用が必要でしょうか。 | 特に明示の必要はありません。 |
| 工事単価について 従来型の公共工事で自治体より指導された県単価は、地元企業の育成に一定の効果を持っていたと考えますが、今回の事業の実施中、県単価の採用指導はありますか。 | 県単価の採用は考えていません。 |

(10) 提出書類・作成要領

提案時の提出

| | |
|---|---|
| 技術提案書のうち、「ア.設計図面（配置図から日影図まで）」は着色不可、「イ.透視図」は着色可とのことですが、「ウ.設計・建設企業の状況」「エ.設計説明書」「オ.各種記載書類」についての着色は可でしょうか、不可でしょうか。（説明用のスケッチ等の着色の可否） | 基本的に着色は不可とします。ただし設計説明書のスケッチ等では最小限の着色は結構です。 |
| 本要項の中で提出することになっているもの以外の資料は、審査の対象外となっているが、本要項で提出することになっているもの以外の物を提出しても、その事を原因として失格となることはないかと認識してよいか。 | 失格となることはありません。 |
| 本要項で提出することになっているもの以外の資料は審査の対象外とするとされているが、様式集8～11のファイナンス面の提案書において日本政策投資銀行融資がつく場合とつかない場合では、スキーム、スプレッドがかなり変わってくると思われるため、両方のケースの提案をした場合、どちらかは審査の対象外となるのか。対象外とすれば、どちらの提出物が対象外となるのかご教示願いた | 現時点に置いては、募集要項記載のとおり提案を行って下さい。日本政策投資銀行におけるPFI事業融資制度は、金利リスク回避の観点からも活用すべきものと認識しておりますが、同融資制度は現在のところ、予算要求の段階にあります。同行の融資制度につきましても、予算案確定後、対応可能な融資制度の概要及びこれに関する資金調達の考え方をお知らせする予定です。 |

作成要領

| | |
|--|------------|
| 技術提案書、ア.設計図書（ウ）立面図で「2枚、各種1面」とありますが、レイアウトによっては設計図書の枚数の増減は可能ですか。 | 規定の枚数とします。 |
|--|------------|

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| <p>立面図・断面図の枚数は建物の特徴に応じて各1面以上提出してもよろしいですか。</p> | <p>規定の枚数以内であれば構いません。</p> |
| <p>技術提案書には日影図が含まれています（要項22頁）が、何時間のものか指定はありますか。また、日影規制はないとしても、おおよその目安としてどの程度の日影ラインならば許容範囲であると想定されていますか。</p> | <p>日影の規定については、募集要項の12ページ 設計要件 ア.（キ）のとおりです。</p> |
| <p>日影図は冬至でGL=4.0m、日影時間図と等時間日影図双方とも必要ですか。</p> | <p>必要です。</p> |
| <p>業務内容によってそれぞれインフレ率の根拠となる指数（例：卸売物価指数等）が異なると理解している。「インフレ率1%」とは何種類かの指数の全てについて当面1%と仮定すると考えればよいか。あるいはこの1%を維持管理費の総額に対してと考えてよいか。</p> | <p>維持管理費の総額に対してと考えています。</p> |
| <p>上昇率とインフレ率1%の違いは。</p> | <p>インフレ（物価上昇）以外の要素が想定される場合を上昇率と定義しています。</p> |
| <p>模型は一切受け付けないという表現は、模型提出は不可ということと認識してよいか？また、模型を提出した場合には、要領違反ということで審査対象から外れ、選定対象外となると認識してよいか？ 仮に、模型のみが対象外ということであれば、「一切受け付けない」という表現にもかかわらず、模型を提出したグループが選定された場合には、模型提出を断念したグループからのクレームが生じると思われるが、どう</p> | <p>模型については一切受け付けません。模型提出は不可です。</p> |
| <p>維持管理料の提示は内税か、それとも外税か。</p> | <p>外税で表示をお願いします。</p> |
| <p>第1回質問回答書には、『室名等一般的に書き込む文字以外は、設計説明書に記載してください。』（28頁）とありますが、コンセプト示すキーワードや矢印などの記号、ダイアグラムなども書き込んではいけないうか。</p> | <p>入口、方位などを表す矢印は構いませんが、キーワードは図面に必要ないため、書き込みは禁止します。</p> |
| <p>第1回質問回答書には、『様式-22の面積表は棟別となっております。1枚でおさめるようにしてください。』（29頁）とありますが、枠は7棟分しかありません。たとえば、棟別になっているのをエリア別にするなど、分類の仕方を変えることは許されますか。</p> | <p>7棟以上になる場合は、枠を増やして結構ですが、1枚で収めてください。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| <p>「初年度の見積り金額を平成15年度のコロ額としてあるのは、平成15年度価格で積算するという意味に理解してよいか」との質問に対し、「応募者において適切と思われる金額を記入してください」との回答だった。事業開始以降は、基準となる指標を設定しそれに連動する方向を検討しているとのことだが、提案時点から事業開始まで約3年のタイムラグがあることを勘案するに、本ルールを提案時点から活用すべきと考えるが、いかがか。（提案はあくまで提案時点のコロ額で、平成15年度の事業開始時は指標に基づき変更する。）</p> | <p>提案は、あくまで提案時点のコロ額であると考えています。提案時点で提示された金額を基に、平成15年度時点で修正を行い、金額を確定するものと考えています。</p> |
| <p>技術提案書における（ア）～（ク）までの図書は、カラー刷りとすることは可能ですか。上記は、オ 各種記載書類の項の（ア）全体面積～（ク）工事費概算見積書までのことを言っているのかご指示ください。</p> | <p>ア設計図面、ウ設計建設企業の状況、オ各種記載書類はカラー刷りは不可とします。</p> |

2 設計・建設条件

| | |
|---|--|
| <p>塩害指定地域（東京電力による）とある。」A S S 5の「海岸地域にある鉄筋コンクリート造建物」に該当しないが、建物の高耐久性を目指したものとすべきと解釈してよいか。</p> | <p>そのとおりです。</p> |
| <p>地質調査報告書の閲覧方法を具体的にご提示願いたい。</p> | <p>提案募集要項の説明会において申し上げたとおり、11月9日（山下町分庁舎）及び11月22日（日本大通り7ビル）に閲覧の機会を設けたところです。</p> |
| <p>入手の測量図が不鮮明の為、造成レベル等が不明。鮮明なデーターをご提示ください。</p> | <p>申し出があればデータを提供します。窓口は県建築工事課です。</p> |
| <p>塩害の中で東京電力の「塩害指定地域」の詳細をお知らせ下さい。</p> | <p>機材等の指定に関しては、東京電力との協議として下さい。</p> |
| <p>今回大学は、民間事業者が建設するものの、建設後は神奈川県に譲渡されるものであることから、都市計画法第29条第4号の規定により、設計内容にかかわらず開発行為の許可は不要と考えておりますがよろしいでしょうか。</p> | <p>今回の事例では、県ではなく、決定事業者のかたが申請名義人になる旨、横須賀市に確認済みです。</p> |
| <p>埋め立て事業に関する、施工状況、及び各種施工データについての問い合わせ先をご提示ください。</p> | <p>窓口は横須賀市海辺ニュータウン課です。ちなみに、埋め立て前は前回お示した護岸以外は海、埋め立てた土は別紙の受け入れ基準をクリアした公共工事の建設残土で、廃棄物はないとのこと。土の種類等については建設・設計条件の地質調査報告書（抜粋）をご参照ください。</p> |
| <p>建物等要件以外の施設計画をすることは可能ですか。</p> | <p>建物等要件以外の機能付加のための施設計画は可能です。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| メインストリート、ノースストリート等の表現があるが、これは何に基づく表現なのか教えていただきたい。また、県もメインストリートと書かれている通り、メインと考えていると認識してよいか | 「設計・建設条件」P4の「メインストリート」の表現は、海辺ニュータウン地区地区計画上の名称です。道路幅、京急横須賀中央駅、京急安浦駅からのアプローチを考慮して原則正門位置を南東側16m道路もしくは北西側25m道路としていることは募集要項記載のとおりです。 |

3 仕様書

(1) 配置計画

| | |
|--|--|
| 街づくりデザイン計画のなかで南西側の現状道路が形状変更されるように見受けられるのですが計画に考慮する必要がありますか。また通り抜けが表現されていますがその位置の規定があるのですか。 | 南西面の将来を考慮する必要はありません。又通り抜けの位置の規制はありません。 |
|--|--|

(2) 施設計画

| 精密機器室・電子顕微鏡室における各機器の振動に関する床設置条件をご提示下さい。 | 以下の条件を満足して下さい。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>振動数</th> <th>振幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 Hz 以下</td> <td>0.4 μ mp-p以下</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 10 Hz</td> <td>1 μ mp-p</td> </tr> <tr> <td>10 Hz 以上</td> <td>3 μ mp-p以下</td> </tr> </tbody> </table> | 振動数 | 振幅 | 5 Hz 以下 | 0.4 μ mp-p以下 | 5 ~ 10 Hz | 1 μ mp-p | 10 Hz 以上 | 3 μ mp-p以下 |
|--|--|-----|----|---------|------------------|-----------|--------------|----------|----------------|
| 振動数 | 振幅 | | | | | | | | |
| 5 Hz 以下 | 0.4 μ mp-p以下 | | | | | | | | |
| 5 ~ 10 Hz | 1 μ mp-p | | | | | | | | |
| 10 Hz 以上 | 3 μ mp-p以下 | | | | | | | | |
| ：精密機器室、電子顕微鏡室は別基礎として1Fに配置するのが望ましいとありますが浮床構造等で1F以外としても宜しいでしょうか。 | 振動が機器に伝わらないようにできる機能を満足できればかまわないのですが、現時点では顕微鏡の荷重を特定できないため、仕様書のような記載としたものです。浮床構造として1F以外に配置した場合は、荷重によっては提案後に変更を求められることがあります。 | | | | | | | | |
| 基礎医学実習室におけるシールドルームの仕様をご提示下さい。 | 質問回答書（第1回）の回答を参照して下さい。 | | | | | | | | |
| 運動生理学研究室のシールドの内容、グレードについてお知らせ下さい。 | 質問回答書（第1回）の回答を参照して下さい。 | | | | | | | | |
| 外構計画の中に、外部リハビリスペースの設定がないが外部リハビリの研修等に特定の設定は不要と考えてよいか。 | 外部リハビリスペースを特別に設定することは参考に提示した条件の中では想定しておりませんが、外構計画の中で設定できるのであれば、ご提案をお願いいたします。 | | | | | | | | |
| ソフトボール場やテニスコートに観覧席は不要か。 | 敷地面積、緑被率等の条件から厳しいのではないかと考え、参考にお示しした資料では想定しておりません。諸条件をクリアした上でご提案いただけるのであればかまいません。 | | | | | | | | |
| 視聴覚室のビデオプロジェクターはリア方式以外でも構いませんか。 | 仕様書に記載の内容通り、リア方式として下さい。 | | | | | | | | |
| 各建物の外壁仕上げが「板磁器質タイル打込み…」となっていますが、PC版打込みタイルなどが前提ですか。「タイル貼」は認められませんか。 | 仕上げ表は、参考資料となっておりますので、同等以上であれば結構です。 | | | | | | | | |

| 質問事項 | 回答 |
|--|--|
| 壁仕上げ欄の「クロス貼」とはビニルクロスも含まれますか。 | 含みます。 |
| 交流プラザの用途について具体的な計画があれば指示してほしい。 | 現在想定しているのは、仕様書1ページ記載分のとおりです。何らかの機能付加等ができるのであればご提案願います。 |
| 売店の仕上げが参考としてあげられています。内装まで建築工事に含まれますか。 | 含まれます。 |
| 情報実習室、LL教室の床はOAフロアにビニールシートとなっていますが、配線の更新においてはタイルカーペット等の方が適当と思われます。ビニールシートにする必要性がありますか。 | タイルカーペットと同等以上として下さい。 |
| 食品加工実習室、準備室は塗膜防水仕様となっていますが、1階配置の必要性がありますか。 | 諸室関係資料記載のとおり床排水とし、1階に配置することが望ましいのですが、床排水を想定しないなら、1階配置の必要はありません。 |
| 微生物実験無菌室はクラス10000相当と「諸室関係資料」に書かれていますが、壁、天井仕上げは適宜変更してもよろしいですか。 | 変更しても差しつかえありません。 |
| 食品庫の床は塗膜防水仕様となっていますが、床排水が必要ですか。 | 必要ありません。 |
| 食品庫は「諸室関係資料」で業務用冷蔵庫が入るようになっていますが、仕上げが必要でしょうか。 | 「諸室関係資料」に記載の通り、面積を60㎡想定しており、業務用冷蔵庫の設置部分以外のスペースがあります。よって、仕上げは必要です。 |
| 一時ゴミ置場は床排水の必要性がありますか。 | 必要です。 |
| バイク駐車場の確保について考慮しなくてよいか。 | 横須賀市の違法駐車等の防止に関する条例等を勘案し、考慮してください。 |
| 「(5)サイン計画」の記述では、県の提示条件がはっきりしません。もう少し具体的な条件を提示していただけないでしょうか。 | サインは 外構に全体配置（キャンパス計画） 建物内部に各階に存在する諸室及び各階ごとの平面配置 部屋ごとのネームプレートを設置し、「福祉の街づくり条例」も勘案して点字表示等も行うことなどにより、はじめての来訪者も容易に目的場所に到達できるだけの機能を想定しています。例としては、総合案内、掲示板、誘導表示、室名表示、階数表示、カウンター表示、多目的スタ |
| 調理実習室A及びBについて：調理実習室A及びBの説明は、所属学科の特質上逆とも考えられますがいかがでしょうか。 | 調理実習室Bについては、看護系の科目における使用も想定したため特に「入院食等」の記述を行ったものであり、調理実習室A、Bとも同等の機能を有するものとしてお考えください。 |
| 厨房は湿式、乾式どちらで計画すればよろしいでしょうか。ご指示願います。 | お示した仕上表を参考に計画してください。 |

(3) 設備仕様書

| | |
|--|--------------------|
| グランド散水、及び冷却塔補給水として雨水の利用を計画してよろしいでしょうか。 | ご自由に雨水利用を計画してください。 |
|--|--------------------|

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| 洋風大便器と和風大便器の比率について特に指定はございますか。ないようでしたら1：1の比率で差し支えございませんか。 | おおむね洋風大便器とし複数大便器のある場合は各トイレごとに和風大便器を最低1つを計画してください。 |
| 敷地外に消火栓がありますが、防火水槽との兼用はよろしいですか。また、必要設置個数、及び水源容量はどの程度となるかご指定があればが指示願います。 | 横須賀市消防局との協議によります。 |
| 将来CATVが引き込める方式とありますが、CATV引き込み位置及び形態（地中又は架空）を御指示ください。 | 引き込み位置は未定ですが、形態は地中式としてください。 |
| 設備仕様に、各々「原則として」とありますが、提案によって同等以上となる仕様に変更しても良いと解釈してもよろしいでしょうか。また「原則として」のただし書きの無い場合にはどのように解釈すればよろしいでしょうか。 | 仕様書、設備概要書に具体的に示した機器仕様は指定通りに計画してください。 |
| 特殊排水（現像液など）は、各所回収方式とし、特殊排水処理槽などは不要と考えてよろしいでしょうか。 | 実験に使用した薬液などの1次特殊排水は各所回収処理とし、また2次洗浄水などは特殊排水処理槽を介して下水道法上適切に排水するように計画してください。 |
| 各実習室内の洋式トイレにはウォシュレットなどの設備を設置する可能性はありますか、 | 仕様書のとおり計画してください。 |
| 排水処理施設については本工事に含まれると考えてよろしいですか。 | 仕様書のとおり計画してください。 |
| エレベーターの昇降速度の指定はありますか。 | 指定いたしません。 |
| 電話交換機、映像・音響機器など技術革新が著しい機器類はリース扱いで設置可能でしょうか。 | 別途リースにすることは想定しておりません。 |
| （リハビリテーション学科）水治療法治療室は床排水の為1Fに配置すると記されていますが絶対条件ですか。 | 1階に計画してください。 |
| 床排水が望ましいため1Fに配置する事が望ましいという実習室について機能上（給排水、防水上）特に問題がなければ1F以外としても宜しいでしょうか。 | ご質問のとおりですが、極力1Fに配置するように計画してください。 |

（4）維持管理仕様書

| | |
|---|--|
| 「外部の木部、その他は7年に一回は塗り替えをする」とあるが、内部の木部の間違いではないか。 | ご指摘のとおり誤りであり、「内部の木部」と読み替えてください。 |
| 「警備は24時間行う」の24時間とは、重要な室はカードリーダー等で入退室管理を行い、無人のときはセンサーで警備するというシステムか。それとも、P77にあるように、24時間1人以上の警備員を置くということか。 | 設備についてはセンサー、配管及び配線を想定し、人については「24時間一人以上」を想定しています。 |
| 保安警備業務に関連して、24時間1人は警備員を置くものとすると思いますが、1人とは人員ではなく1ホールの判断でよろしいでしょうか。 | ご質問のとおりです。 |

| 質問事項 | 回答 |
|--|---------------------------------------|
| 各管理業務の対象範囲はすべての施設か。食堂、研究室等は除かれる部分はないのか。 | 施設については全てと考えております。 |
| 有価証券報告書に記載されている項目は借入先、金額、返済期日、担保、用途であり、金利等は開示しておりません。様式8の「過去の主な借入実績」における借入条件の記入方法も同様の考えでよいか。 | 様式8記入例に従って記入して下さい。 |
| 清掃後は、部屋はすぐ使える状態にしておくとするが、机・椅子の移動が授業内容により変更がある場合、元の位置への復旧作業は含まれるか。 | 含まれます。 |
| トイレトーパー、ビニール袋、消毒用品の負担はどちらか。 | 調達はお願いし、使用量に応じた実費精算といたします。 |
| 清掃回数の指定があるが、カリキュラム等を考慮し清潔かつ美的に保てるならばその回数は提案の範囲内と考えてよいか。 | 提案を頂くことは構いません。但し県の仕様に基づくものを必ず提出して下さい。 |
| 機械警備設備と外部の警備保障会社との契約の指定があるか。または、機械警備設備は校内のみで完結と考えてよいか。 | 指定はございません。また校内、校外におけるかは、提案者の判断によります。 |

4 参考 諸室関係資料

| | |
|--|--|
| 厚生部門 の食堂座席250人について、1200人の利用対象人数に対しては少ないように思えるが、大学周辺施設地区のサービスも踏まえて設定した数字か。また、食堂の回転数は2回転程度と考えてよいか。 | 250席は最低ラインとお考えください。 |
| リハビリテーション学科の基礎医学実習室と運動生理学研究室に「シールドルーム」とありますが、その大きさが示されていませんが、どの程度を想定されていますか。 | 各々約9㎡を想定しています。 |
| 管理栄養学科の備品リストの中に、恒温恒湿室（7200W×3600D×2358H）とありますが、これはプレハブ式のユニットを想定したものですか。 | ご質問のとおりです。 |
| 管理栄養学科の備品リストの中に、無菌室としてクリーンルーム(6800W×3600D×2444H、10300W×3600D×2444H)とありますが、これはプレハブ式のユニットを想定したものですか。 | ご質問のとおりです。 |
| 管理栄養学科の備品リストの中に、低温室（3000W×2000D×2358H、7200W×3600D×2558H）とありますが、これはプレハブ式のユニットを想定したものですか。 | ご質問のとおりです。 |
| 微生物実験無菌室はユニット対応と書かれているが、工事に含まれると考えてよいか。 | ご質問のとおりです。 |
| 基礎作業実習室A・義肢装具室における騒音源の仕様をご提示下さい。 | 基礎作業実習室B・義肢装具室における騒音源としては、製作の際に使用する、糸鋸、木工・金工用具、電動カッター、集塵装置等を想定しています。 |

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| 地域看護実習室Aにおけるリフトの走行範囲をご提示いただきたい | 最低、ベット設置想定箇所とトイレ、風呂を結ぶことが必要と考えております。 |
| 大学施設の拡張のため、将来的に増築を行う必要の出てくる可能性はあるか。逆に、学生数の減少によって使用されなくなる室が出てくる可能性はあるか。 | 可能性はあります。 |
| 県立保健医療福祉大学整備計画（11P）教育研修計画に、診療放射線技師の記述があるが、放射線検査室などの放射線遮蔽が必要な室の記述が仕様書にはない。放射線遮蔽が必要な室は、今回施設には不要と考えてよいか。 | ご質問の記述は別地に建設を想定している卒業教育機関に関するものであり、今回の施設では想定しておりません。 |
| 入浴実習室の1階設置は絶対条件か。 | 構造上の問題を考慮し、原則としてそのように考えておりますが、やむを得ない場合は変更も認めます。 |
| 収容人数500人の根拠を教えてください。大学全学年が参加するイベントには小さいように思える。 | 全学年が参加するイベントについては、面積的な制約も勘案し想定はしておりません。500人は、入学式、卒業式に参加する1学年の人数に教職員、父兄の出席を勘案して想定しております。 |
| 動物実験室と書かれているが、具体的にはどの実験室を示しているか。 | 「動物舎」です。 |
| 講堂は履き替えを行うか。下足利用となるか。 | 下足利用を想定しています。 |
| 教室の座席数について、仕様書ではLL教室及び情報実習室も2割増しとなっているが、仕様書を正とするのか。 | LL教室、情報実習室のみならず、実験実習室などについても編入、留年などを考慮するため、基本的に2割増しで想定しています。 |
| ランニングコースの用途(クラブ活動利用など)、規模について指示があれば願います。 | 用途についてはご質問のとおりです。規模については狭隘な部分でも2人が併走もしくはすれ違うことのできる規模を確保してください。 |
| トレーニング室の得点表示板はどのように利用されるものか。 | 得点表示板はアリーナ用です。訂正します。 |
| アリーナに空調設備が含まれていないが、バレーの公式試合では空調条件が規定されると思われる。公式対応は寸法及び照度と考えてよいか。 | ご質問のとおりです。 |
| 講堂面積はステージを含めて520㎡と考えてよろしいですか。 | ご質問のとおりです。 |
| 洗髪室は床防水を要望されていますが、ビニールシートの下に防水を行うと考えてよろしいですか。 | ご質問のとおりです。 |
| 物理療法室で一部床排水の要望があるが、1階配置の必要性があるか。 | 1階に配置することができれば望ましいのですが、面積等の制限の中で1階に配置できないこともやむを得ないものと考えております。 |

| 質問事項 | 回答 |
|--|---|
| <p>体育館アリーナの設備として助木等の運動器具は別途と考えてよろしいでしょうか。（11 / 5 受領の追加資料にも体育館の備品リストがありません）</p> | <p>11月5日にお示しした備品リストは、実験実習室部門のみです。その他については諸室関係資料の主な設備（造り付け）の部分を参照し、想定してください。ご質問の助木については、諸室関係資料には記載されておりませんが、建築において設置のための補強等を考慮しなければならないものですので、様式23の備考欄に追加する旨、記入してください。</p> |
| <p>「遮光機能付きカーテンあり」のカーテンは本事業に含むと考えてよろしいですか。また、医療用カーテンは本事業に含み、その他のカーテン、ブラインドは別途でよろしいですか。</p> | <p>ご質問であげられたカーテン、ブラインドについては、本事業に含まれるものと考えております。</p> |
| <p>全般：「遮光機能付きカーテンあり」は完全遮光ということでしょうか。また、「遮光機能付きカーテンあり」は「遮光機能付きブラインドあり」と置き換えてもよろしいでしょうか。</p> | <p>完全遮光を想定しており、完全遮光のためのブラインドの使用は想定しておりません。</p> |
| <p>2. 諸室に必要な設備（4～10, 13, 14, 16, 19～21頁）：諸室に必要な備品リストにおける「主な設備（造り付け）」は、募集要項2頁の工事を伴う備品整備費として設計・建設の費用に含まれますか。</p> | <p>ご質問のとおりです。</p> |

5 別冊 様式集

| | |
|---|---|
| <p>様式8「資金計画表」中の項番4「過去の主な借入実績」記入に際し、s p cが借入を行う場合には記入不要と考えてよいか</p> | <p>第一回質問回答書記載のとおり、過去の主な借入実績については、「資金調達企業」を[SPCへの出資予定会社]として、各出資企業ごとの実績を記入してください。</p> |
| <p>ランニングコスト算定に当り、電気料金、水道料金、ガス料金の基本料金、及び従量料金をご教示願いたい。</p> | <p>必要に応じて調査し、記載してください。</p> |
| <p>様式23の備考欄には、「諸室関係資料」の備品欄を参照して「主な設備（造り付け）その他備考」に準じた内容を記入するのか。あるいは、「備品リスト（工事を伴う備品）」を参照して詳細を記入するのか</p> | <p>両資料を参考にしてください。</p> |
| <p>全体面積表の記載方法 全体面積表は、各棟毎に「室面積」と「共用面積」に分けることとなっていますが、「体育館」の『ランニングコース』や、「講堂」の『ホワイエ』は「共用面積」となりますか。</p> | <p>廊下等をランニングコースとした場合や、ホワイエは共用面積とします。</p> |
| <p>設計説明書の記載方法 設計説明書（様式17～21）の原稿用紙枠（点線による柵目）を無くすることは不可のことですが、スケッチ等の本文以外の説明図の部分は、枠を無くしてよろしいでしょうか。</p> | <p>規定の枚数以内であれば結構です。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| <p>面積表・概算見積書等は、いずれも棟別に表示することになっています（様式22、29等）。一方、仕上表やチェックリスト等（様式23、24等）は部門別となっています。そこで、棟の名称のつけかたについてお尋ねします。</p> <p>計画の仕方により、二つ以上の部門が一つの棟に設けられることも考えられますが、そのような場合、棟の名称は応募者で適宜名づけてよろしいでしょうか。また、各棟を結ぶ渡り廊下などは、「渡廊下」棟として、分けて</p> | <p>そのとおりとします。</p> |
| <p>受変電設備の項目で変圧器容量は不要でよろしいでしょうか。</p> | <p>容量の記載は不要ですが、本施設規模に応じた容量を確保してください。</p> |
| <p>自家発電設備の項目で原動機容量は不要でよろしいでしょうか。</p> | <p>容量の記載は不要ですが、本施設規模に応じた容量を確保してください。</p> |
| <p>SPCの設立を想定する場合、長期収支計画表はSPCの収支表を作成するとの認識でよいのか？</p> | <p>ご指摘の通りの取り扱いで結構です。</p> |
| <p>長期収支計画表の 2 において諸経費、余剰金運用益、その他項目等の算出根拠を別紙として提出していただきたいとあるが、別紙の記入方法については、どのようなものでもよいと認識してよいのか？</p> | <p>算出根拠が明確に分かるような形であれば、具体的な記載方法についてはどのようなものでも結構です。</p> |
| <p>設計実績表に記載する実績は、現在工事中、又は設計中のものも記載して良いですか。</p> | <p>設計中のものは実績に含まれません。</p> |
| <p>施工実績表に記載する実績は、現在工事中のものも記載して良いですか。</p> | <p>工事中のものは実績に含まれません。</p> |
| <p>様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに提出を要求されているか。</p> | <p>要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。</p> |
| <p>情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工事の防犯設備に影響します。記載されているように防犯設備は、配管、配線、センサーだけと考えるとよろしいでしょうか。</p> | <p>本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。</p> |
| <p>グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。</p> | <p>通常取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示してください。</p> |
| <p>様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の建設費の各関連項目の金額と一致する事」と記載されています。様式29の消費税相当額は設計金額と工事価格にかかる消費税額の合計と考えてよいのか。（あるいは工事価格にかかる消費税額だけか。）その場合消費税込みで記載する様式7の金額と一致しないのではないのか。</p> | <p>ご指摘のとおり、消費税額は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消することとします。</p> |
| <p>様式27は、記入項目が多く、2枚の様式内で書き込みきれないことが想定されます。その場合枚数制限や字数制限等がありますか。</p> | <p>制限は特に設けませんので、必要に応じて記載してください。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| 同種施設及び類似施設の具体的な定義を御教示下さい。 | 同種施設は同規模で医療・福祉系の大学または専門学校等、類似施設は学校、病院、福祉施設等と考えてください。 |
| 基本協定、基本契約を県と事業会社で締結後、SPCを設立し、基本契約をSPCが引き継ぐケースの場合、提案時にSPCを設立することが確定しているが、SPCへの出資予定企業や外部借入先が未確定のため、資金計画表に出資額や外部借入先等を詳細に記載できないこととなります。このケースの場合様式8.2/2の3「その他資金調達方法として検討している手法」に予定している概要を記載すればよろしいでしょうか。 | ご質問のとおりです。 |
| 法定耐用年数と経済耐用年数に差があるが、法定耐用年数経過時、必ず入れ替えを実施する前提で修繕・維持計画を出してよいか。 | 提案者の判断によります。 |
| 工事費概算見積書に記入する設計金額、工事価格等は基本設計、実施設計時に神奈川県側と打ち合わせるにより大きく変動することが予想されます。また、備品リスト（工事を伴う）は仕様が曖昧で、今後、教員スタッフが決定しその要求によっても金額は大きく変動するとかんがえます。今回の提案に記入する金額は、どのような意味を持っているとお考えでしょうか。このような状況のなかで提案時の工事金額の多寡は選定評価の対象になりうるのでしょうか。（様式29） | 設計金額、工事価格等についての基本契約締結後の増額は現時点では想定しておりません。参考までに提示した条件は可変であり、価格の変動がないように四年制大学としての機能を満足できるものをご提案ください。備品については想定された備品のメーカー希望小売価格の計等を調査します。その意味で、工事金額は評価の対象となると考えております。 |
| 工事費概算見積書(様式29)において、設計金額と工事価格の項目がありますが、総括表、内訳表にはどちらを記入するのでしょうか。 | 設計金額=工事価格+消費税相当額とします。内訳表から積み上げた金額を総括表に記載してください。 |
| 工事費概算見積書(様式29)中、「設計金額」とはどのような基準の金額をさすのでしょうか。 | 設計金額=工事価格+消費税相当額とします。 |

6 AV機器等リスト

| | |
|---|--|
| 講堂舞台装置の各種幕類(特に緞帳)などは、本工事に含まれるか。 | 諸室関係資料P7の見開きページに記載のとおりです。 |
| その他：AV機器等リスト全般について質問いたします。教員が本格的に決定する過程で大幅な変更要求が出ることが予想されますが、今回の提案時に提示した金額との差額はどのような処理となりますか。 | 変更要求が出ないような提案を希望しますが、変更が必要な場合は決定事業者の方と協議をするとともに、県でも対応を検討します。 |
| 液晶プロジェクターの回転架台はどのような機能を持たせるのでしょうか。又、どのような時にその機能を使用するのでしょうか。 | プロジェクターと映写機を併用し、同時に映写する場合に、プロジェクターの映写角度を変更する為に使用します。 |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| <p>ワイヤレスマイクを使用する部屋全室 現在のワイヤレスマイクは免許や許可がなく使用できるチャンネル数は37ch迄です。それ以上の本数を混線することなく使用するには、特定ラジオ利用者連盟への加入、及び免許申請を行わなければなりません。リストにありました部屋が全て1部屋ずつであれば、いまのところチャンネル数は間に合います。部屋数などで本数が増えることはあります</p> | <p>A V機器リストに記載に該当する部屋名の室には、全て実装して下さい。但し、中会議室は4波、大会議室は6波として下さい。</p> |
| <p>A Vシステムの導入にあたり、各教室単独でシステムを構築されるよりもネットワーク化を基本コンセプトとしてシステム設計をする方が情報の共有化が促進されると思えますがいかがでしょうか。</p> | <p>A V設備等仕様書に記載の機能・諸元を元に御提案下さい。但し、それにかかる費用は本工事に含むものとして下さい。</p> |
| <p>電動バトンの昇降スピードを可変させるのはどのような時でしょうか。ステージ上を使用中にボタン類を動かすことは少ないと思われます。準備段階でスピードの可変は必要でしょうか。又、納入後、システムオペレーターもしくは専任の方が就かれるのでしょうか。それによりシステムの構築、及び機種を選定も変わってくると思えますがいかがでしょうか。</p> | <p>A V設備等仕様書を参考にご検討ください。</p> |
| <p>収容人数を考えると、プラズマディスプレイ1台ではカバーしきれないと思われます。台数を2台に増やす必要があるかと思われませんがいかがでしょうか。</p> | <p>室形状にあわせ御提案下さい。</p> |
| <p>電動制御盤で制御します調光について、白熱灯調光と考えてよろしいでしょうか。調光の場合、蛍光灯では照度の加減が非常に難しく、効果もあまり期待できないと思われ す。 調光には白熱灯（ダウンライト）が向いているかと思いますが、いかがでしょうか。</p> | <p>蛍光灯調光（0～100%調光）として下さい。</p> |
| <p>スクリーンサイズについては、収容人数、部屋の広さ、天井高などで変わってきます。スクリーンサイズについては任意で設定してもよろしいでしょうか。又、プロジェクターの性能が高度化しているため、ブラックストライプ仕様は不要と考えてよろしいでしょう</p> | <p>配布資料に記載のあるスクリーンサイズは、原則として、そのサイズもしくは、それ以上として下さい。スクリーン仕様はA V機器等リストの仕様を参考にご提案ください。</p> |
| <p>29型マルチスキャンモニターは視野角が狭く、多人数の補助モニターとしては42型PDPの方が視野角も広く見やすいかと思えます。変更してもよろしいでしょうか。</p> | <p>変更可能とします。</p> |
| <p>O.H.Cについて41万画素では医療系の資料を見るには解像度が足りないと思われ ます。高精細の機種に変更してもよろしいでしょうか。</p> | <p>変更可能とします。但しこれにかかる費用は本工事の負担内として下さい。</p> |

| 質問事項 | 回答 |
|--|---|
| システム全体を一括して操作するには、タッチパネル方式が適していると思われます。タッチパネルに変更してよろしいでしょうか。又、使い勝手についてはどの様にお考えでしょうか。 | タッチパネルに変更可能とします。但しこれにかかる費用は本工事の負担内として下さい。 |

7 備品リスト（工事を伴うもの）

| | |
|--|--|
| 各実習室で備え付けるホワイトボードの形状・寸法の指定はあるか。 | 提案内容によりホワイトボードの形状、寸法も異なるのではないかと考えております。講義を行うに当たってどの位置に座った学生からもよく見えるように形状・寸法を決定してください。 |
| 学生用ロッカーの設置は考慮しているか。集合型や分散型についても方針があれば教えてほしい。 | 学生用ロッカーは定員に編入等の人員を勘案した数を想定しています。集合型、分散型については提案内容に影響されると考えられますので、どちらでなければならぬという想定はしておりません。 |
| 建設工事費に含める工事を伴う備品は、本資料に記載された項目と考えて宜しいか？例えば、「資料 仕様書」P12に記載されている図書館の電動集密書庫については、備品として記載されていないため、建設工事外と考えてよろしいか。 | 11月5日にお示しした備品リストは、実験実習室部門のみです。その他については諸室関係資料の主な設備（造り付け）の部分を参照し、想定してください。 |
| 地域看護実習室Bの昇降式キッチン 1900×774×2300 と記載されていますが、10/19受領の諸室関係資料のP10では、昇降式の仕様ではありません。今回の追加資料の昇降式キッチンを正と考えてよろしいでしょうか。 | 地域看護実習室Bのキッチンについては、最低条件として車椅子対応の高さであることが必要であり、昇降式がなお望ましいと考えております。その意味で諸室関係資料は満たしていただきたいと考えている参考条件を示したものの、備品リストはそれに基づいて同程度以上の機能を想定したものになっています。 |
| 福祉相談演習室にBS内蔵S-VHSビデオ1台が記載されていますが、10/19受領の諸室関係資料のP16には記載されていません。今回の追加資料のリスト全てを計上するものと考えてよろしいでしょうか。 | 諸室関係資料は一般的に設置すべきではないかと考えるものを参考までにお示したものの、備品リストはより具体的なプランに沿った想定です。ご提案により詳細は異なってくると考えられますので、異なる場合は様式23の備考欄にご記入ください。プランに支障がなければ追加資料のリストすべてをそのまま計上されてももちろんかまいません。 |
| 社会福祉科入浴実習室に口ベルア昇降浴槽1台が記載されていますが、10/19受領の諸室関係資料のP16には家庭浴槽が記載されています。11/5受領の工事を伴う備品リストを正と考えてよろしいでしょうか。 | 諸室関係資料は一般的に設置すべきではないかと考えるものを参考までにお示したものの、備品リストはより具体的なプランに沿った想定です。ご提案により詳細は異なってくると考えられますので、異なる場合は様式23の備考欄にご記入ください。プランに支障がなければ追加資料のリストすべてをそのまま計上されてももちろんかまいません。 |
| 調理実習室Bに展示用斜面ケース 1200×450/525×912 3台が記載されていますが、10/19受領の諸室関係資料のP16には記載されていません。今回の追加資料リストを正と考えてよろしいでしょうか。 | 収納戸棚、薬品戸棚、展示戸棚等については、一般的に造り付けが必要となるのか、可動備品で対応できるかや、その数量について特定できないため、諸室関係資料においては単に「棚」と記載しております。備品リストについては、より具体的にモデルプランの形状等を考慮し、そのプランにおける造り付けと備品を区別して具体的に作成したものです。双方を参考にして提案内容を想定してく |

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| リハビリ学科の基礎作業実習室Bに電気炉（排気フード共）1台と記載されていますが、工事を伴わない備品リストのP8に七宝炉 1台記載されています。10/19の諸室関係資料のP19には陶芸窯・七宝炉用電源が記載されており、不明です。11/5受領の資料を正と考えてよろしいでしょうか。 | 備品リストにおける「電気炉（排気フード共）」の記述は諸室関係資料の「陶芸窯及び排気フード」に該当します。七宝炉は備品として初度調弁で調達することを想定していません。諸室関係資料における電源の記載については、工事に含まれるものと考えておりますが、通常の電源とは大きく異なるため「その他備考」の意味合いで記載したものです。 |
| 地域リハビリ実習室の洗面台・バスユニット・台所ユニットは車椅子用と記載されています。10/19受領の諸室関係資料のP19では、上下可動タイプと記載されています。11/5受領の工事を伴う備品リストのP10の地域看護実習室Aと同仕様の昇降式タイプと考えてよろしいでしょうか。 | ご質問のとおりです。日常動作訓練用として上下可動を想定しています。 |
| 工事を伴う備品リストの中、管理栄養学科・社会福祉学科・リハビリテーション学科実習室のスクリーン要望室には、看護学科と同等のAV装置が必要と考えて宜しいでしょうか。 | 備品リストの記載内容により、判断して下さい。（AV装置は可動型とし、スクリーンのみ設置している室もあります。） |
| 「床反力計」は要求測定レベルによっては、構造体補強程度では測定誤差が、出る可能性があると思われそうですが、どの程度の測定レベルかご指示ください。 | 床反力計の外形寸法として、1800(D)×600(W)×270(H)程度を想定しています。測定レベルについては、この機器の大きさから想定して下さい。 |
| 1頁表中「スクリーン」（他頁同様項目を含む）はスライド用でしょうか。また、電動でしょうか、手動でしょうか。 | スライド、プロジェクター等を想定しています。また、手動を想定しています。 |
| 89頁の薬品器具戸棚は大きさから判断すると床置きタイプの棚とも判断できますが、どのような工事が伴うのでしょうか。「工事を伴う」の基準がございましたら御指示下さい。また、「備品リスト（工事を伴う備品）」に記載されていても、その基準からはずれぬものは、別途と判断してよろしいでしょうか。 | 「工事を伴う」の基準は、造り付け家具及び据え付けを伴う備品等を想定しています。備品リスト（工事を伴う備品）に記載した内容を参考に想定してください。 |

8 備品例（工事を伴わないもの）

| | |
|------------------------|---|
| 家政実習室では畳敷きのスペースは必要ないか。 | 想定しておりません。造り付けが必要であれば様式23の備考欄に記載してください。 |
|------------------------|---|

注) 財務規則の販売について

第一回質問回答P25において、財務規則は販売している旨、回答したところですが、現在、在庫切れとのことです。ご覧になりたい方は県政情報センターでご覧ください。